

日時：令和4年9月11日（日）10時～
場所：菊水地区会館

菊連協 9月定例理事会 議案

I. 行政から連絡事項 ヴィーライアン所長から

II. 議題

1. 総務部より

(1) 蠣崎会長からの報告について

- ・令和4年度白石区民協議会全体会（書面開催）表決結果の報告
 - 議案1：区民協議会役員の選出について 賛成-39 反対-0
 - 議案2：区民協議会特別推進枠について 賛成-39 反対-0
- ・菊水地区地域ケア会議の開催について
 - 主催：白石区介護予防センター菊水
 - 主題：「菊水上町地域の高齢者の現状と課題の検討について」
 - 日時：令和4年9月29日（木） 午前10時～11時
 - 場所：菊水上町会館（菊水4条1丁目135-1）

(2) 団体負担金削減の対応について

○ 8月理事会決定事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・3団体（ふるさと会除く）について、今年度の請求書に基づき支出する。
また、来年度以降の対応については、定額として支出する旨を文書で通知する。<ul style="list-style-type: none">札幌白石防犯協会-----50,000円札幌白石防火委員会--50,000円クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会--20,000円・ふるさと会については、未回答のため、別途協議する。 |
|--|

※通知文（案）は別添

(3) 36単町会長との意見交換会について

- テーマ：①町内会で抱えている課題について
②菊連協に対する要望

開催日：9月19日（月・祝）午前10時～12時
場 所：菊水地区会館

(4) 令和4年会計検査(役員検査)の実施について

- ・8月24日(水)に令和4年4月～7月分の菊水町内会連絡協議会の収支決算について、預金通帳その他の関係書類を精査した結果、いずれも正確かつ適切に処理されていました。

【検査実施者：蠣崎会長、佐久間総務部長】

【立ち合い者：ヴィーライアン所長】

2. 防災部より

・

3. 渉外部より

・

4. 女性部より

・

5. 祭り検討準備委員会より

・

Ⅲ、関連団体より

1. 菊水地区会館運営委員会から

・

2. 菊水地区福祉のまち推進センターから

・

3. 菊水地区まちづくりネットワーク会議から

・

4. 菊水地区民生委員・児童委員協議会から

・

5. 菊水地区青少年育成委員会から

・

6. その他

・

次回、10月定例理事会を10月9日(日)の開催で如何でしょうか？

IV. 今後のスケジュール

月 日	曜日	開始時刻	会議名称	開催場所等
9月12日	月	11:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
9月13日	火	13:30 15:00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
9月19日	月(祝)	10:00	36 単町内会長との意見交換会	菊水地区会館
9月23日	金(祝)	12:30	ふれあい交流会	菊水地区会館
10月3日	月	18:30	総務事務局会議	
10月9日	日	10:00 終了後	10月定例理事会 理事会議事録作成	菊水地区会館
10月11日	火	11:00 13:30 15:00	理事会議事録作成・配布 菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
10月20日	木	9:00	令和4年度新採用職員後期研修 「まちづくりセンター訪問研修」	菊水地区会館

白石区菊水町内会連絡協議会

《 9 月 定 例 理 事 会 》

日 時 令和4年9月11日(日) 10:00~
会 場 菊水地区会館 会議室

○ 行政からの連絡事項

1 令和4年度共同募金運動への協力依頼について

共同募金の協力依頼がきていますので、無理のない範囲でご協力をお願いいたします。募集期間は10月1日から12月31日までとなっていますが、10月1日(土)から12月16日(金)までとします。

小さい領収書は、個人からの募金に使用し、大きい領収書は、税控除を希望する法人や個人からの募金に使用してください。

2 秋の町内一斉清掃について

【資料1】

秋の清掃運動期間は9月25日(日)~10月23日(日)までとなっています。

春、夏、秋の清掃運動期間に合わせて、連合町内会をはじめ各団体が協力して地域の環境美化に努めることとして、菊水地区まちづくりネットワーク会議の事業として計画されています。

については、秋の一斉清掃運動期間に合わせ、菊水地区でも10月16日(日)に実施することをご協力をお願いいたします。

なお、各連町及び単町の都合により、別の日に実施してもかまいません。

3 除雪機械購入補助制度について

【資料2】

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、小型除雪機の購入補助を行っています。詳細は、資料のとおり。

対象機械：安全装置が付いたハンドガイド型小型除雪機

補助金額：購入金額の2分の1以内(上限50万円)

補助対象：町内会または除雪ボランティアを行う団体

※個人及び企業への補助は行っていません

補助条件：購入した除雪機械で3年間は地域の除雪活動を継続
実績報告書を毎冬1回、3年間提出

4 地域除雪ボランティア活動への除雪用具貸出しについて

【資料3】

貸出の対象：札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体

※個人は対象ではありません

※福祉除雪での使用は対象ではありません

貸出の期間：貸出の日から1年間(更新可)

※初回は翌年度の5月末日まで

貸出料：無償

- 5 スケアード・ストレートによる自転車交通安全教室事業について 【資料4】
事業内容：「スケアード・ストレート」とは、恐怖を実感することにより、望ましくない行動を抑止する教育技法です。本事業では、地域で行われる交通安全教室にスタントマンを派遣し、身近な交通手段である自転車によるさまざまな交通事故を、スタントマンが実演により再現します。
申込方法：交通安全教室開催日の2か月前までに、まちづくりセンターに申込
- 6 白石こころーどふれあいマラソン（9月25日開催予定）
新型コロナウイルス感染者数急増の影響により中止

各連合町内会 会長 様
各単位町内会 会長 様
各自治会長 様

札幌市環境局環境事業部
清掃事業担当部長 清水 伸二

令和4年度春・夏・秋の清掃運動の実施について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市の清掃行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、環境美化の推進を図るため、例年、春、夏、秋のそれぞれに清掃運動期間を設定し、市民の皆様にごみステーションの清潔保持等への御協力をお願いしております。

つきましては、令和4年度の清掃運動を下記のとおり実施しますので、趣旨を御理解の上、お住まいの地域のごみステーションや周辺歩道などの清掃活動について、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 令和4年度清掃運動実施期間

- (1) 春の清掃運動 … 4月10日(日)～5月15日(日)
- (2) 夏の清掃運動 … 7月10日(日)～7月29日(金)
- (3) 秋の清掃運動 … 9月25日(日)～10月23日(日)

2 清掃活動(町内清掃)ごみの収集依頼について

集められたごみは、各清掃事務所で収集します。

清掃活動を実施する日の1週間前までにお住いの区を担当する清掃事務所(裏面参照)に御連絡ください。その際に、収集する日の御相談をさせていただきます。

なお、連絡をいただいた日の当日の収集はできませんので御注意ください。

3 清掃事務所が収集するごみについて

清掃運動による収集対象のごみは道路・公園等の公共の場所のごみ(落ち葉、歩道上の砂を含む。)に限ります。

以下のごみは収集しませんので御注意ください。

- ・ 家庭から出るごみ
- ・ 事業活動から出るごみ
- ・ 私有地内のごみまたは不法投棄物(集合住宅の敷地内に放置された自転車等)

4 ごみの集積場所等について

収集日は、清掃活動を実施した日以降となる場合がありますので、ごみは透明・半透明のごみ袋を使用して、ごみステーション以外の場所に集積してください。

なお、ごみの総量が少量である場合は、ボランティア袋を使用してごみステーションに出すことができます。この場合は、燃やせるごみ・燃やせないごみに分別して各収集曜日にお出してください。

※ 少量の目安は、ごみの総量が 400L（40Lのごみ袋で概ね 10 袋）以下としております。

※ ボランティア袋は、公共の場所の清掃活動で生じたごみをごみステーションに排出する際に、指定袋（有料ごみ袋）の替わりにを使用することを目的としています。

5 清掃活動のお問い合わせ、収集のお申込み先

お住まいの区	担当の清掃事務所	電話番号	所在地
中央区	中央清掃事務所	581-1153	南区南 30 条西 8 丁目
北区	北清掃事務所	772-5353	北区屯田町 990-3
東区	東清掃事務所	781-6653	東区丘珠町 873-1
白石区、厚別区	白石清掃事務所	876-1753	白石区東米里 2170-1
豊平区、清田区、南区	豊平・南清掃事務所	583-8613	南区真駒内 602
西区、手稲区	西清掃事務所	664-0053	西区発寒 15 条 14 丁目 2-1

6 札幌市ポイ捨て等防止条例（罰則 1,000 円）

札幌市では、ポイ捨て等防止条例により、市内全域で“ポイ捨て”を禁止しております。また、市内中心部は、喫煙制限区域となっております。

清掃週間にちなんで、清掃活動に参加される皆様などへの周知をお願いいたします。

「GO! ミエール号」が地域にお伺いいたします！

ごみ収集車の荷箱内部の様子や、ごみを巻き込む機械の仕組みが見えるスケルトン型ごみ収集車を、各地のイベント等で展示して、ごみの減量やリサイクルを呼び掛けています。

ご要望があれば、休日・祝日問わず、お伺いいたしますので、下記連絡先まで御相談ください。

※ 危険防止のため、一定の展示スペースを必要とします。（道路上での展示不可）



【Go! ミエール号に関するお問い合わせ、お申込み先】
お住まいの区を担当する清掃事務所

地域で除雪活動を行う皆さまへ

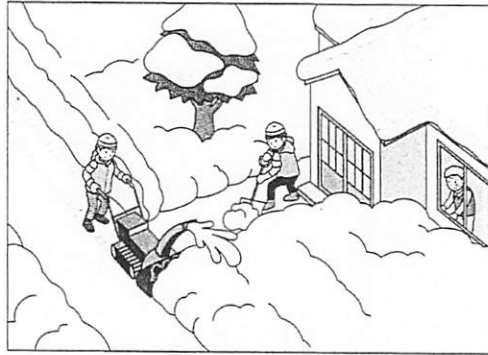
令和4年度

除雪機械購入補助制度

についてのお知らせ



札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入補助を行っております。



- 対象機械 安全装置が付いたハンドガイド型小型除雪機
※新品の機械のみを対象とし、中古品は対象外といたします。
また、販売業者から購入する機械のみを対象とし、個人間での売買で購入したもの等は対象外といたします。
- 補助金額 購入金額の2分の1以内（上限50万円）
※消費税は購入金額に含みますが、オプションパーツや付属品、配送料等諸費用は含みません。
- 補助対象 町内会又は除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織等）
※個人及び企業への補助は行っておりません。
※「令和4年度小型除雪機貸出制度」との重複利用はできません。
- 補助条件
 - ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
 - ・購入した除雪機械で3年間は地域の除雪活動を継続すること。
 - ・実績報告書を毎冬1回、3年間提出すること。
 - ・補助金の交付を受けた年度について、除雪機械を団体として購入したことがわかる書類（町内会の収支報告書等）を提出すること。

- 使用例
 - ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
 - ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
 - ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
 - ・消火栓やゴミステーション周りの除雪

- 申込書類
 - ・申請書（様式1）
 - ・購入予定の除雪機械の見積書および仕様書（カタログ等）
 - ・除雪機械により除雪を実施する場所の地図
（使用目的も併記してください）

- 申込方法

申請書類を下記の【お申し込み先】まで、除雪機械を購入する2週間以上前に、持参又は郵送により提出してください。
※ファクス、電子メールでは受け付けません。

- 受付期間

令和4年9月21日（水）8時45分より受付開始
※予算に達し次第、受付を締め切ります。
※多数の申込みがあった際は、抽選を行う場合があります。

- 注意事項
 - ・作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。
なお、作業中の事故発生に備え、できるだけ「ボランティア活動保険」に加入のうえ作業を行ってください。
※ボランティア活動保険の詳細については、札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター（TEL011-623-4000）又は、各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。
 - ・除雪機械を営利目的に使用しないでください。
 - ・市の除雪作業について雪置き等を理解し、支障とならないように地域の除雪作業を行ってください。
 - ・補助条件を満たさなかった場合、補助金の交付後に不正が発覚した場合、その他補助が不相当と認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ・交付決定前に除雪機械を購入された場合は補助金を交付できません。
 - ・公平性確保のため、本制度を利用した団体は、以後6年間において再び補助を受けることはできません。



【お申し込み・お問い合わせ先】
札幌市建設局雪対策室計画課
札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎8階）
TEL：211-2682

SAPP
RO



さっぽろ市
02-602-22-1668
R4-2-1116

様式1

除雪機械購入補助金交付申請書

購入予定金額 円也

購入予定日 令和 年 月 日

上記のとおり除雪機械を購入したときは、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名

住所

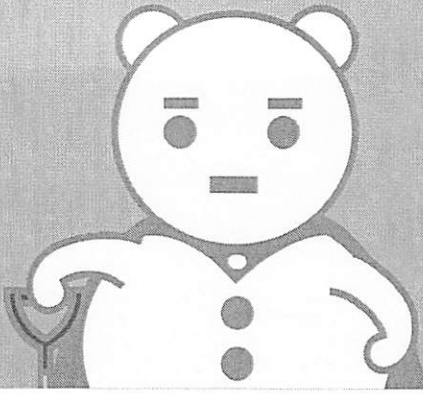
あて先 札幌市長

使用場所の地図の記載例

8



地域で除雪ボランティア活動をされる皆様へ



除雪用具 お貸しします

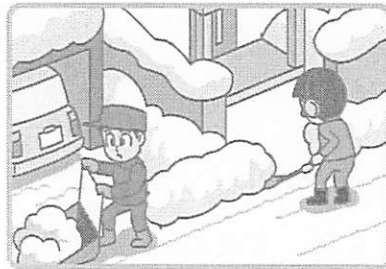
札幌市では、市民・学校・企業等と行政との協働による除排雪を推進し、地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています。

■貸出の対象となる除雪ボランティア活動

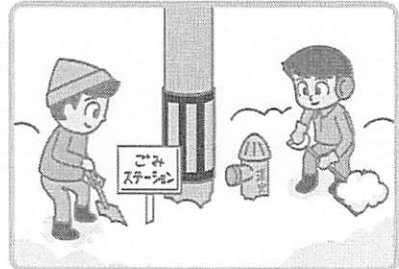
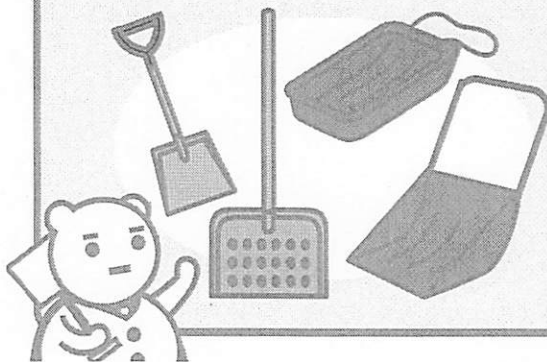
道路およびその周辺において、地域の方々のために行う除雪ボランティア活動（以下のような活動）が対象となります。



道路の除雪



個人宅の間口除雪

消火栓やごみステーション
周辺の除雪

除雪ボランティア活動に使用する
用具（スコップ、スノーダンプ、そり等）を
お貸しします

（活動内容や用具の種類によってはお貸しできない場合があります。）

- 貸出の対象となる方 札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体（※1）
（個人の方は対象ではありません）
- 貸出の期間 貸出の日から1年間（更新可・初回は翌年度の5月末日まで）（※2）
- 貸出料 無償（※3）

（※1）他の制度（福祉除雪等）で使用される場合、その他条件によっては貸出の対象とならないことがあります。
団体の代表者は成人に限ります。

（※2）毎年、再申請により用具借用の期間を更新することができます。また、用具の使用状況によっては、貸出期間中であっても貸出を取り消させていただく場合があります。

（※3）用具を破損または紛失した場合、これに係る損害を補償していただくことがあります。

■お申込み方法

- 用具の借用を希望される方は、借用申請書を各区の土木センターに提出していただきます。

[申請書の様式は、札幌市雪対策室（札幌市役所本庁舎8階）、各区の土木センターで配布しています。]

用具の借用にあたっては、次のことを決めていただきます。

- ・ 活動の内容、活動人数および回数（予定数）
- ・ 用具を保管する場所
- ・ 用具の種類および数量
- ・ 連絡担当者（氏名）
- ・ 借用の期間

■決定の通知、および用具の貸出

- 申請いただいた内容を審査の上、承認または不承認の決定通知書をお渡しします。
- 貸出の承認後、用具をお貸しします。

■活動の報告

- 翌年度の5月末日までに、活動報告書を各区の土木センターに提出していただきます。

■用具の返却

- 用具が不要になりましたら返却してください。

[用具の借用期間（1年間）を更新して引き続き借用を希望される場合は、活動報告書とともに借用申請書の再提出が必要となります。]

お問い合わせ先

お申込みや内容等については、お住まいの区の土木センター（土木部維持管理課）までお問い合わせください。

各区土木センター（土木部維持管理課）			
中央区	電話：614-5800	豊平区	電話：851-1681
北区	電話：771-4211	清田区	電話：888-2800
東区	電話：781-3521	南区	電話：581-3811
白石区	電話：864-8125	西区	電話：667-3201
厚別区	電話：897-3800	手稲区	電話：681-4011

札幌市建設局土木部雪対策室 事業課 電話：211-2662

除雪用具借用申請書 (地域除雪ボランティア活動)

令和 年 月 日

(申請先) 札幌市長

申請者 団体名
代表者氏名 印
住所
電話

札幌市地域除雪ボランティア活動に伴う除雪用具貸出要領に基づき、次のとおり申請いたします。

使用場所	札幌市 区	
活動内容	<input type="checkbox"/> 道路の除雪 <input type="checkbox"/> 個人宅の間口除雪 (ボランティア) <input type="checkbox"/> 消火栓・ごみステーション周辺の除雪 <input type="checkbox"/> その他 ()	
活動人数	人 (予定)	
年間活動回数	回 (予定)	
貸出希望用具	<input type="checkbox"/> スコップ (金属) <input type="checkbox"/> スコップ (非金属) <input type="checkbox"/> スノーダンプ <input type="checkbox"/> そり <input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">[]</div>	本 本 台 台
借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
申請理由		
用具保管場所		
担当者連絡先	フリカナ 氏 名 住 所 (電話番号)	
特記事項		

地域除雪ボランティア活動報告書

令和 年 月 日

(提出先) 札幌市長

申請者 団体名
代表者氏名 印
住所
電話

札幌市地域除雪ボランティア活動に伴う除雪用具貸出要領に基づき、次のとおり活動報告いたします。

活動年月日・人数・場所		活動内容	写真等
1	活動年月日	令和 年 月 日	有・無
	活動人数	人	
	活動場所	区	
		<input type="checkbox"/> 道路の除雪 <input type="checkbox"/> 個人宅の間口除雪（ボランティア） <input type="checkbox"/> 消火栓・ごみステーション周辺の除雪 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
2	活動年月日	令和 年 月 日	有・無
	活動人数	人	
	活動場所	区	
		<input type="checkbox"/> 道路の除雪 <input type="checkbox"/> 個人宅の間口除雪（ボランティア） <input type="checkbox"/> 消火栓・ごみステーション周辺の除雪 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
3	活動年月日	令和 年 月 日	有・無
	活動人数	人	
	活動場所	区	
		<input type="checkbox"/> 道路の除雪 <input type="checkbox"/> 個人宅の間口除雪（ボランティア） <input type="checkbox"/> 消火栓・ごみステーション周辺の除雪 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4	活動年月日	令和 年 月 日	有・無
	活動人数	人	
	活動場所	区	
		<input type="checkbox"/> 道路の除雪 <input type="checkbox"/> 個人宅の間口除雪（ボランティア） <input type="checkbox"/> 消火栓・ごみステーション周辺の除雪 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
5	活動年月日	令和 年 月 日	有・無
	活動人数	人	
	活動場所	区	
		<input type="checkbox"/> 道路の除雪 <input type="checkbox"/> 個人宅の間口除雪（ボランティア） <input type="checkbox"/> 消火栓・ごみステーション周辺の除雪 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

※5以上の活動がある場合は複写し使用すること。

用具の残数	<input type="checkbox"/> スコップ（金属） 本 <input type="checkbox"/> スコップ（非金属） 本 <input type="checkbox"/> スノーダンプ 台 <input type="checkbox"/> そり 台 <input type="checkbox"/> その他 []
特記事項	

令和4年(2022年)8月31日

各連合町内会長 様

白石区地域振興課長

「スケアード・ストレートによる自転車交通安全教室事業」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

白石区では、地域で行われる交通安全教室の効果を高めるための支援を行うこととし、令和4年度白石区民協議会全体会（書面開催）において、事業実施の了承を得たところであります。

つきましては、地域主催の交通安全教室等において、上記事業の支援を希望される場合には、各まちづくりセンターまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1 事業内容

「スケアード・ストレート」とは、恐怖を実感することにより、望ましくない行動を抑止する教育技法です。本事業では、地域で行われる交通安全教室にスタントマンを派遣し、身近な交通手段である自転車によるさまざまな交通事故を、スタントマンが実演により再現いたします。

2 申込期限

交通安全教室開催日の2か月前までに、各まちづくりセンターへお申し込みください。

※事業者との日程調整が必要なため、開催日程につきましては、事前に担当までお問い合わせください。

【担当】白石区地域振興課まちづくり推進係 白川

電話：861-2422 FAX：861-2775

菊水地区防災訓練(上白石小)について(案)

20220830_白石区総務企画課

0902 加筆修正

1. 日程

令和4年11月20日(日)で学校との調整を行いました。

時間については、午前中に準備を行い、訓練は13時～15時を予定しています。後片付けも含め、9時～16時くらいまで学校で作業を実施します。

2. 災害想定

札幌市内で最大震度6強の直下型地震があったと想定。白石区内も震度6強を記録し、家屋の倒壊なども起きている状況で、自宅の建物の安全が確認できないため避難所に避難する、という想定で実施します。

3. 訓練内容

設営は訓練運営スタッフが行い、地域が参加しての訓練は避難所への避難～受付をメインとします。(以下スケジュール案)

9時 訓練スタッフ集合

9時～ ミーティング

9時10分～11時30分 訓練会場(受付、避難スペース、福祉避難スペース、トイレ)設営

11時30分～12時30分 休憩

12時～ 展示設営開始

12時30分～13時 訓練参加者(菊水上町連合町内会)集合、受付

13時～13時20分 開会、訓練参加者説明

13時30分～14時30分 訓練参加者(菊水上町以外)、見学者来場、受付(訓練)

13時30分～15時 受付訓練、防災展示、給水訓練

15時 閉会

4. 訓練詳細、用語説明等

(1) 訓練スタッフ

区、菊連防災部、学校で構成する訓練を運営するためのスタッフです。

(2) 朝のミーティング

訓練会場設営のための準備、連絡事項の説明を行います。

(3) 訓練会場(受付、避難スペース、福祉避難スペース、トイレ)設営

訓練スタッフが協力して設営を行います。

(4) 防災展示

防災備品の展示を行います(札幌市防災協会に依頼予定)

(5) 給水訓練

避難所で災害時に使用する受水槽から水袋に給水体験をする。訓練の一環として、水袋は基本背負って帰っていただきます。

(6) 地域からの訓練参加について

今回は、上白石連町の訓練参加者が受付、案内等避難所運営を担当。他連町からの参加者、見学者が避難者役となります。

他連町からの参加者、見学者は、13時30分以降に来場し、通常に避難してきたように受付を行います。

5. 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行の状況によっては訓練が延期・中止になる場合があります。
- (2) 訓練への参加者(スタッフ等含む)には、新型コロナ対策として、健康チェック票を提出していただきます。チェック票は事前に配布し、当日は記載されたものを持参いただきます。
- (3) 訓練当日は上靴を持参ください。